

KANMAKI TOWN
Comprehensive plan

第2部

基本計画

BASIC PLAN

後期基本計画については、前期基本計画の基本的な構成を踏襲し、基本構想で掲げるまちの「将来像」の実現に向け、4つの基本理念を念頭に置きながら取り組む内容を、まちづくりの骨格をなす主要な5つの政策と今後のまちづくりの基本的な方向性となる32の基本施策で示しています。

また、今後のまちづくりにおいて、人口減少社会における子育て支援や地域活性化と安全・安心のまちづくりをより実効性の高いものにするためには、それぞれの取組との整合性を図り、連動させて推進する必要があります。そこで、後期基本計画の策定を機に、人口減少対策や地方創生の実現に向けた具体的な取組を推進する「上牧町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を総合計画と統合し、本総合戦略の取組を後期基本計画における「地方創生・人口減少対策プロジェクト」として位置づけ、総合計画の目指す将来像の実現に向け、取組をより一層強化します。

なお、各基本施策においては、「協働アクション(町民・民間事業者・地域団体の取組)」を設定し、上牧町まちづくり基本条例の理念のもと、町民や民間事業者、地域団体が積極的にまちづくり参画できるよう、それぞれが実行可能な取組を示します。

あわせて、上牧町においては、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現するという国際社会の目標達成に寄与するため、各基本施策において関連するSDGsを設定するとともに、SDGsを総合計画に取り込むことで、あるべき「将来像」を実現するために何をすべきか考える「バックキャストिंग」の視点に立ち、持続可能なまちづくりに資する施策展開につなげます。

前期基本計画の総括と後期基本計画の策定(基本計画の見直し)について

本町では2017年(平成29年)に第5次総合計画を策定して以来、これまで各基本施策における「施策の展開方向」ごとに、事業の評価・検証を実施し、進行管理してきました。2020年度(令和2年度)終了時点の事業評価において、A評価(目標よりも大きな成果が得られた)または、B評価(概ね目標の成果が得られた)とするものは、全体の約92%を占めており、順調に推進されてきたと考えています。

一方、前期基本計画では32の基本施策に対し、65項目の成果指標を設定していますが、2020年度(令和2年度)終了時点における成果指標の達成度評価で、A評価(100%以上)または、B評価(70~99%)とするものは、全体の約54%にとどまっており、事業評価との乖離が見えます。

後期基本計画の策定(基本計画の見直し)にあたっては、前期基本計画の基本的な構成を踏襲しますが、社会潮流や本町を取り巻く状況、検証結果を踏まえ施策の展開方向や取組内容の見直しを行うとともに、事業評価・効果検証にふさわしい適切な成果指標、目標値についても再度検討し、再設定を行うこととします。

政策	基本施策	成果指標	A	B	C	不明
		検証シート				
行政・安全安心	8	12	5	0	5	2
		30	3	23	4	0
住民福祉	8	24	12	3	9	0
		32	2	29	1	0
都市環境	6	12	3	2	3	4
		26	0	23	3	0
地域活性	4	5	2	0	2	1
		11	1	9	1	0
教育文化	6	12	7	1	4	0
		14	1	13	0	0
計		65	30	6	22	7
		113	7	97	9	0

● 評価基準

- A・・・(成果指標)100%以上
(検証)目標よりも大きな成果が得られた
- B・・・(成果指標)70~99%
(検証)概ね目標の成果が得られた
- C・・・(成果指標)69%以下
(検証)目標とする成果が得られなかった

地方創生・人口減少対策プロジェクトの位置づけ

総合計画に記載の取組のうち、地方創生、人口減少対策の実現に向けた具体的な取組を「地方創生・人口減少対策プロジェクト」（＝本総合戦略の取組）と位置づけます。

なお、本総合戦略は総合計画の政策の枠にとらわれず、横断的に推進する計画とし、「若い世代の結婚・出産・子育て・教育の希望を叶える」、「上牧町への新しい人の流れをつくる」、「地域がつながり、魅力ある安全・安心なまちをつくる」、「誰もが働きやすい環境をつくる」の4つの基本目標のもと、一体的に推進します。

協働アクション（町民・民間事業者・地域団体の取組）の目的

上牧町においては、町民、民間事業者、地域団体がまちづくりの主役として捉え、「上牧町まちづくり基本条例」に基づき、協働によるまちづくりを推進しています。

今後も、上牧町を永続的に発展させるためには、まちづくりの主役である町民等の主体的な活動がより活発に行われることが望ましく、行政も活動をサポートするとともに、お互いの役割分担のもと、協力しながら協働によるまちづくりを推進していく必要があります。

そこで、後期基本計画においては、行政の取組だけではなく、町民、民間事業者、地域団体も主体的にまちづくりに関わられるよう、そのきっかけとなる具体的な取組を「協働アクション」として示します。

民間事業者

持続可能な社会の実現に向け、積極的に地域の活性化に貢献する

町民

まちづくりの主役として、自分の住む地域の将来を考え、小さくても「できること」を実行する

地域団体

多世代の町民を巻き込み、活動をさらに発展させることで、町民の活躍できる場と機会を創出する



上牧町まちづくり基本条例

基本構想

将来像

ほぼ笑みあふれる

基本理念

協働の視点

町民・議会・行政が
それぞれの役割を自覚し
協働するまち上牧

くらしの視点

良好な住環境による
住み心地のよいまち上牧

第 I 章

基本計画

① 行政・安全安心

町民とともに築く
安全で笑顔のあふれる
まちづくり

- ① 行政運営
- ② 広域行政
- ③ 町民参画・協働・地域コミュニティ
- ④ 情報の発信と共有
- ⑤ 情報基盤
- ⑥ 公共施設
- ⑦ 防災
- ⑧ 安全安心・防犯

② 住民福祉

ともに支え合い
健やかでときめきがうまれる
まちづくり

- ① 保健
- ② 医療
- ③ 高齢福祉
- ④ 子育て支援
- ⑤ 障がい者(児)福祉
- ⑥ 地域福祉
- ⑦ 男女共同参画
- ⑧ 人権啓発・平和

総合戦略

地方創生・人口減少対策 プロジェクト

基本目標 ①

若い世代の結婚・出産・
子育て・教育の希望を叶える

中長期財政計画

上牧町の
主要課題

上牧町を
取り巻く
環境

上牧町の
特性

総合
計画の
評価

和のまちづくり

子育て・教育の視点

上牧っ子が
のびのび育つまち上牧

高齢福祉の視点

ときめいて
活躍できるまち上牧

SDGsの17の目標



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

③ 都市環境

快適で住み良く
自慢できる
まちづくり

- ① 交通体系
- ② 環境衛生
- ③ 住宅
- ④ 上水道・下水道
- ⑤ バリアフリー
- ⑥ 環境保全

基本目標 ②

上牧町への新しい
人の流れをつくる

④ 地域活性

地域の魅力を活かした
賑わいがある
まちづくり

- ① 農業
- ② 商工業
- ③ 労働環境
- ④ 魅力づくり

基本目標 ③

地域がつながり、魅力ある
安全・安心なまちをつくる

⑤ 教育文化

歴史文化が息づき
上牧っ子を育む
まちづくり

- ① 生涯学習
- ② 生涯スポーツ
- ③ 人権教育
- ④ 学校教育
- ⑤ 就学前教育
- ⑥ 文化財

基本目標 ④

誰もが働きやすい
環境をつくる

基本計画とSDGsの17ゴールとの関係性

SDGs(持続可能な開発目標)の理念は、持続可能なまちづくりを目指す上牧町においても重要な視点であることから、将来像を実現するにあたってSDGsの達成も並行しながら取り組む必要があります。後期基本計画における32の基本施策とSDGsの17の目標は下表のとおりです。

	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に	
1-1 行政運営							
1-2 広域行政							
1-3 町民参画・協働・地域コミュニティ				●			
1-4 情報の発信と共有							
1-5 情報基盤							
1-6 公共施設				●			
1-7 防災						●	
1-8 安全安心・防犯	●		●		●		
2-1 保健		●	●	●	●		
2-2 医療	●		●		●		
2-3 高齢福祉	●		●				
2-4 子育て支援			●	●	●		
2-5 障がい者(児)福祉	●		●	●			
2-6 地域福祉	●	●	●				
2-7 男女共同参画				●	●		
2-8 人権啓発・平和	●			●	●		
3-1 交通体系			●				
3-2 環境衛生						●	
3-3 住宅	●						
3-4 上水道・下水道						●	
3-5 バリアフリー	●			●			
3-6 環境保全						●	
4-1 農業		●					
4-2 商工業							
4-3 労働環境			●	●	●		
4-4 魅力づくり							
5-1 生涯学習				●	●		
5-2 生涯スポーツ				●			
5-3 人権教育	●		●	●	●		
5-4 学校教育				●	●		
5-5 就学前教育				●			
5-6 文化財				●			

●各分野別計画の見方

現況と課題

基本施策に関連した上牧町の現況を整理し、今後、対応が求められる課題を整理したもの。

目指す姿

当該施策に関する取組を進めることによって、計画期間終了後(2027年度(令和8年度)終了)に目指すまちの姿やまちの状態、町民の暮らしについて示したもの。

関連する町の条例・計画等

基本施策に関連する町の条例や施策の実施方針、既存の計画等を掲げたもの。

関連するSDGs

当該施策に関する取組を進めることによって達成に寄与するSDGsの目標を示すアイコン。

総合戦略

総合戦略の「地方創生・人口減少対策プロジェクト」と関連する基本施策を示したもの。

行政・安全安心

町民とともに築く
安全で笑顔あふれるまちづくり

行政運営

目指す姿

柔軟で健全な
行財政運営のまち

財政環境の変化に柔軟に対応できる健全で安定した財政基盤・運営が展開され、町民が利用しやすい行政サービスが提供されているまちを目指します。

1-1



現況と課題

● 上牧町は2008年度(平成20年度)に「財政健全化法^{※1}」における健全化判断比率^{※2}の実質公債費比率^{※3}が早期健全化基準^{※4}の25%を超え、早期健全化団体^{※5}となりましたが、「財政健全化計画^{※6}」を策定・実施した結果、2010年度(平成22年度)決算で脱却し、現在は基準内となっています。また、2013年度(平成25年度)には土地開発公社^{※7}の解散を行い、行財政の改革を推進しています。しかしながら、自主財源に乏しく、過去の事業等の起債償還や人件費の比率が高く、また、財政指標も高いため、今後も引き続き財政の健全化が必要です。

● 財政の弾力性^{※8}に用いられる指標の経常収支比率^{※9}については、2014年度(平成26年度)は97.2%で、2015年度(平成27年度)が93.2%と一時的に減少しましたが、2016年度(平成28年度)には98.7%に上昇し、以降高い水準で推移しています。今後、経常的な経費の削減に取り組み、経常収支比率の改善に努める必要があります。

● 現在、全国的にAI^{※10}、RPA^{※11}等を活用したスマート自治体への転換に向けた取組が進められており、さらなる行政サービスの向上に向けて、ICTを活用した手続きの簡略化やシステム面のインフラ整備を進めるとともに、部局間連携と職員の人材育成を強化していくことで、業務の効率化を図る必要があります。

● 町税徴収率については、2017年度(平成29年度)は90.0%で、2018年度(平成30年度)は89.7%と一時的に低下しましたが、2019年度(令和元年度)は90.0%と再び上昇しています。しかしながら事業やサービス実施のための財源確保は依然課題であり、今後も引き続き、町税徴収率の向上に努める必要があります。

● 歳入確保の観点から、ふるさと納税や各種使用料などの税外収入のさらなる確保に取り組むとともに、住民負担の公平性・公正性を確保するため、債権管理の強化に努める必要があります。

● 国の基本である税の意義や役割について、納税義務者や次代を担う児童生徒等が理解を深めることは、財政運営の健全化や持続可能な社会の実現を目指すうえで極めて重要になります。

< 行政運営に関する財政指標の推移 >

(単位: %)

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
経常収支比率	93.2	98.7	98.7	97.5	99.3	98.2
実質公債費比率	13.4	14.7	14.4	14.0	13.9	13.9
将来負担比率	154.0	138.9	138.1	122.9	115.3	102.2

関係する町の条例・計画等

- 上牧町人口ビジョン(2019年度(令和元年度)改訂版)
<2020年(令和2年)3月>
- 上牧町公共施設等総合管理計画
<2022年(令和4年)3月>
- 中長期財政計画～第5次総合計画実施計画～
<2022年(令和4年)3月>



施策の展開方向・想定される取組

目指す姿を達成するために取り組む施策の展開方向と想定される主な取組の事例を示したものを。

成果指標

目指す姿の達成状況を評価するための指標を設定し、施策を展開することで、計画期間中における中間値（後期基本計画における基準値）と計画期間終了時点で達成を目指す数値目標を示したものを。

協働アクション
(町民・民間事業者・地域団体の取組)

町民や民間事業者、地域団体が積極的にまちづくりに参画できるよう、それぞれが実行可能な取組を示したものを。

用語解説

ページの最後で、行政用語・専門用語を説明しているもの。

項目	KPI		総合戦略 KPI
	基準値 (R2)	目標値 (R8)	
財政情報の公表(年間)	3回	4回	

※その他の成果指標はP.98参照

協働アクション
(町民・民間事業者・地域団体の取組)

- 町民は広報紙を読んだり、租税教室に参加するなど、町の財政状況や税の使い道について関心を持つよう努めます。
- 町民、民間事業者は、ふるさと納税の仕組みを理解し、上牧町の行政サービスの充実や地域の活性化に資する行動に努めます。

- 用語解説**
- ※1 「財政健全化法」 地方公共団体の財政の健全化に関する法律のこと。地方公共団体の財政の健全化のために、健全性に関する比率を公表し、健全化の計画を策定する制度を定める法律です。
 - ※2 「健全化判断比率」 自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標を指します。
 - ※3 「実質公債費比率」 自治体の収入に対する負債返済の割合を示すもの。通常3年間の平均値を使用し、25%以上だと借金を制限されます。
 - ※4 「早期健全化基準」 自治体財政の健全化を示す「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標についてはそれぞれ基準値が設けられ、「実質赤字比率」は1.25～15%（財政規模による）、「連結実質赤字比率」は16.25～20%（財政規模による）、「実質公債費比率」は25%、「将来負担比率」は35%となっています。（基準値はいずれも市町村の場合）。
 - ※5 「早期健全化団体」 自治体財政の健全化を示す4指標のうち、ひとつでも基準値を超えると指定される。「財政健全化計画」の策定が義務づけられ、取組が不十分であれば国が都道府県から助言を受けて財政運営に関与されます。
 - ※6 「財政健全化計画」 早期健全化団体が策定を求められるための計画のこと。財政悪化の要因分析、同計画の期間、歳入・歳入の均衡策、歳入・歳入等の今後の見直し等を定めて、地方自治体の長が作成し、議会の議決を経て、総務大臣等に報告します。
 - ※7 「土地開発公社」 自治体が公共事業に必要とする土地の取得・造成・管理などを行うために設立された特別法人のこと。資金は金融機関からの借入によります。
 - ※8 「財政の弾力性」 地方自治体において、支出の増減に対する収入の増減を示すものです。
 - ※9 「経常収支比率」 財政構造の弾力性を測定する指標として、地方税や普通交付税等、毎年の収入に対し、公債費や人件費、扶助費など決まった支出が占める割合のこと。数値が高いほど財政が硬直化し、自由度が少なくなっている状態を示しています。
 - ※10 「AI」 「Artificial Intelligence(人工知能)」の略。人間の知能をコンピューターで再現すること定義されています。コンピューターの性能が大きく向上したことにより、機械であるコンピューターが「学習」することができるようになりました。
 - ※11 「RPA」 「Robotic Process Automation(ロボットによる業務自動化)」の略。これまで人間にしかできないと思われていた業務をロボットが行うことで、業務工数や人件費の削減、作業効率の向上をもたらす新技術です。
 - ※12 「ガバメントクラウドファンディング」 政府(自治体)が行う寄附制度のこと。自治体が抱える問題解決のため、寄附金の使い道より具体的にプロジェクト化し、そのプロジェクトに共感した人たちが寄附を募る仕組みです。

